

認定番号	01P-105-02
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社フジタ 東京支店
作業所名	(仮称)仲よし幼稚園跡地活用計画新築工事
作業所所在地	千葉県習志野市谷津一丁目 1340 番の 15 一部・16 の一部・24・25
工期(自)～(至)	2016/12/01～2020/07/27
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	住宅、店舗、その他(市営駐輪場)
工事概要 (120 字以内)	住宅棟:RC造 地下2階 地上44階 PH 2階(基礎免震) 駐輪場棟:RC造 地下2階 地上3階 敷地面積:8,050.23 m ² 、建築面積:4,331.62 m ² 、延べ面積:10,515.19 m ² 基礎工法:現場造成杭(住宅棟) 既成杭(駐輪場棟)

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



現場敷地内にある「打合せ室」、「作業員休憩室」、「喫煙室」、「トイレ(男女共)」、「シャワー室(男女共)」にそれぞれの床面積に見合った容量の冷暖房機器を設置し、各室の使用時に温熱環境を維持できるようにしている。また、夏期においては打合せ室の環境を現場稼動中は常に整えることにより、熱中症発症時の応急手当室としている。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



現場敷地内にある「打合せ室」、「作業員休憩室」に“OS-1”、“熱中飴”、“塩タブ”等を作業員の目に留まるように設置し、いつでも摂取可能な状態を維持している。また、在庫切れとならないようにフジタ職員が毎日点検し、補充を行っている。

猛暑日には 13:00 の昼礼時にスポーツドリンクを無料配布している。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



クールヘッドラビン(写真左)



そーかいくん II (写真右)

夏期に作業を行なう作業員に対して、上記の2商品(つくし工房)を購入し、無償にて配布を行ってゐる。

●クールヘッドラビン

防止全体に速乾性・通気性に優れたクールマックスを使用し、さらっと快適。額部の高給水繊維が額に伝わる汗をキャッチ。

●そーかいくん II

ポリアクリル酸ナトリウム塩ポリマーを繊維形状化させた吸水性繊維を使用。
2分間水に浸すだけで使用可能。表面は紫外線を60%カットする特殊素材。
冷却面積が広くなり爽快感がアップ。水洗い後、繰り返し使用可能。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



場内の区画に用いるカラーコーンを色分けで管理を行い、
資材の仮置場所や日々の作業動線の検討・確保が容易に
出来るようにしている。



■施策(二)



構台上に注意喚起表示及び作業員の動線の区画表示を
行っている。これにより、人と重機の接触事故を防ぐと共に
常に作業員の動線確保が可能になる。

■施策(三)



黒球式熱中症指数計「熱中アラーム」(TANATA)
を場内の安全通路上に配置し、誰でもWBGTが
分かるようにしている。また、作業所独自のルール
としてWBGT25℃以上の時は1時間毎にフジタ職
員が現場巡回を行ない、全作業員に声掛けすると
共に体調確認を行っている。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



屋外作業でも構台下の日の当たらない場所や冬季の夕方作業に備えて照明の設置を行っている。常に照度を保つことにより、作業員が安全に通行・作業が出来るようになる。

■施策(二)



土工事中のダンプ動線及び場内の搬出入車両動線については敷き鉄板を敷設すると共に状況に応じて散水を行っている。それにより粉じんの飛散を防いでいる。



また、スパッツ(湿式タイヤ洗浄機)を設置し、場内外への土の流出を防ぐと共に粉じんの抑制に努めた。

■施策(三)



造成杭の杭頭研り作業に使用するコンクリートブレーカーには消音器を取付て騒音レベルの低下に努めた。騒音レベルの低下させることで、周囲で行なう作業の環境を整えた。



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（一）



現場職員にiPadを貸与して活用している。

図面を共有できるアプリ「chex」や「OneDrive」をインストールする事により、現場事務所と現場との移動時間の短縮・各種検査記録の取り纏めの効率化を図っている。

■ 施策（二）



地下躯体工事中に設置する構台のレベルの見直しを検討し、当初の計画（1FL+1150 mm）から設定 GL（1FL-300）レベルに変更をする事により作業所内の段差の解消を行った。それにより作業員の重量物運搬時の負担軽減が実現された。

■ 施策（三）



現場の仮囲い上部・構台下にWEBカメラを3台設置し、現場事務のパソコン上から映像を確認できるようにしている。事務所から若手社員・作業員に指示出しが可能な為、効率よく現場を進めることができる。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



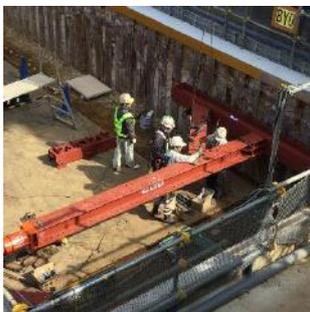
地中梁の外周の埋め戻し(流動化処理土)を数回に分けて行った。本来、外周側の型枠建込は足場上での作業となるが、埋め戻しレベルを調整することで足場上での作業を無くし、安定した作業空間の確保が可能となった。

■施策(二)



現場造成杭の杭頭研り作業は、杭周辺の床付けを正規のレベルで行った後で行うと無理な作業姿勢になってしまう。一旦、杭周辺の掘削を低めに設定して行い、研り作業の作業空間を確保した上で作業を行った。その後、正規レベルで床付けを行った。

■施策(三)



山留の補強(腹起し・切梁)工事を行う際に、高所作業にならない様に土工事の掘削手順の検討を行った。補強工事を行う時の作業地盤レベルを補強材より1,000mm～1,500mm下に設定する事で安全確保・作業効率の向上が実現された。

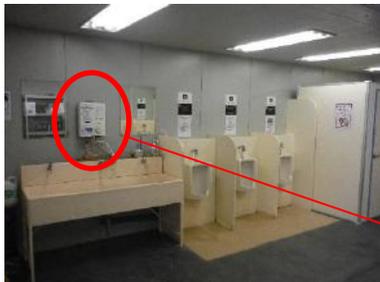
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



給湯器



エアコン



洗浄機
付便座



清掃については、職長会にて当番表を作成している。毎日、清掃当番に声掛けを行い、清掃完了時には当番表に完了の印を付けている。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場敷地内にあるプレハブ内に冷暖房設備付きの作業員休憩所を設けている。
使用後、休憩室を離れる際は机の上を片付けてから椅子を机の上に置くように習慣付けている。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場敷地内にあるプレハブ内に冷暖房設備・分煙機付きの喫煙所を設けている。

【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

男性用



外観



内観

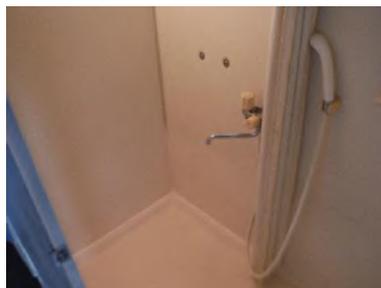
女性用



外観



内観



シャワーユニット内観

現場敷地内にあるプレハブ内に冷暖房設備・シャワーユニットを設置した部屋を設けている。
※女性専用はトイレユニットとシャワーユニットを同室としている。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場敷地内にあるプレハブ内の作業員休憩所に給湯器付きのミニキッチンを設けている。

■施策(二)



事務所内の更衣室の床をタイルカーペット敷きとし、リクライニングチェアを配置することにより仮眠室として利用している。また、応接室を設けて、いつでも個人面談等を行えるように整えている。

■施策(三)



週に1回の頻度で朝礼終了後、現場に向かう前に作業員全員で平均台の上を歩くことで自らの体調確認、職長による作業員の体調の確認に役立っている。また、朝礼会場横に平均台を設置しているので職員・作業員がいつでも利用可能となっている。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



現場敷地内にあるプレハブ内の作業員トイレ室内に洗面所を設けている。

■施策(二)



男性用



女性用

現場敷地内にあるプレハブ内に冷暖房設備・シャワーユニットを設置した部屋を設けて更衣室としている。

■施策(三)



現場敷地内にあるプレハブ内の作業員休憩所に鍵付きロッカーを設けている。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■ 施策(四)



現場敷地内にあるプレハブ内横に自動販売機を設けている。

■ 施策(五)



現場敷地内にあるプレハブ内の作業員休憩所に作業員用の冷蔵庫を設けている。

冷蔵庫

■ 施策(六)



現場事務所・現場敷地内に洗濯機及び乾燥室を整備し、いつでも洗濯・乾燥が出来るようにしている。乾燥機については現場敷地内にあるため、雨の日や猛暑日に衣類の乾燥に使用している。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

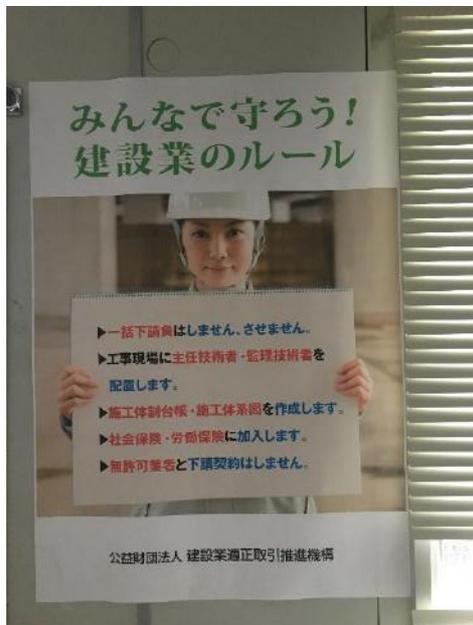
①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
 について、ご記載ください



事務所1階大会議室

現場事務所1階にある大会議室の壁面に社会保険加入を指導するためのポスターを掲示している。

また、毎月開催する安全衛生協議会をポスターの掲示している大会議室で行い、社会保険の加入を促す指導を行っている。



ポスター①

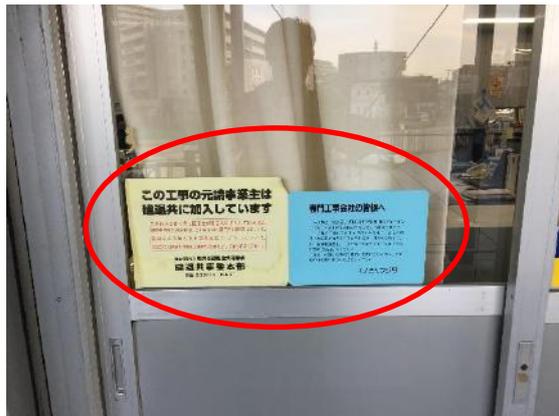


ポスター②

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

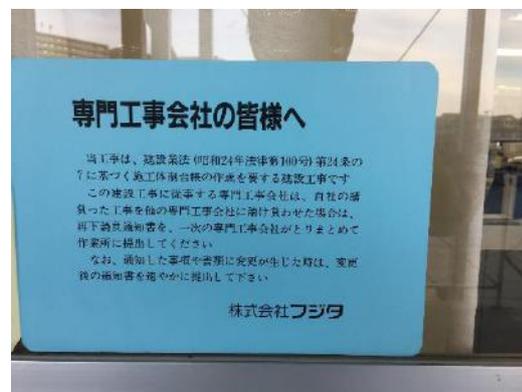
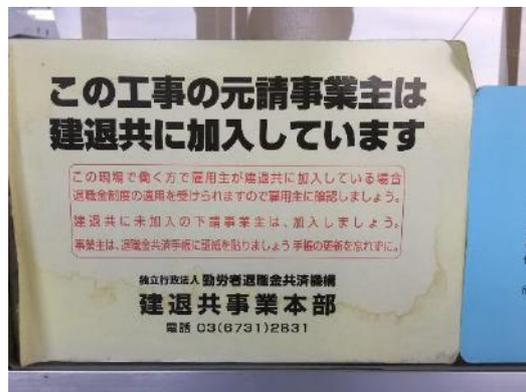
建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください



現場事務所入り口

全ての来場者の目に入る様に、現場事務所入り口に建退共制度適用標識シールと加入を促すシールを貼り出している。
また、毎月開催する安全衛生協議会にて加入を促す指導を行っている。



【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

週に1度開催している職員打合せ時に全職員の1週間の残業目標時間及び業務量を確認し、必要に応じて業務の割り振りを行っている。また、休日をしっかりとれるように業務の平準化を図り、休日日数の確保と残業を目標時間内で終わらせる様にしている。

これにより、36協定内の残業時間の厳守と4週6休を実現している。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6	10	3(土)、4(日)、11(日)、18(日)、23(金)、25(日)、28(水)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	9	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
5月	6	7	3(水)、4(木)、5(金)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	7	1(土)、2(日)、9(日)、16(日)、17(月)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、11(金)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、20(日)、27(日)
9月	6	6	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、23(土)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
12月	7	7	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	8	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)

<p>【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》</p> <p>その他の環境整備 (定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)</p> <p>①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])</p>
<p>■施策(一)</p> <p>週に1回以上のノー残業デーを取得する。 各自で業務調整を行い、行先表示のホワイトボードに毎日の退社目標時間を記入している。 各自が設定した目標時間前に上司が業務状況を確認し、退社を促すことによりノー残業デー が取得できている。</p>
<p>■施策(二)</p> <p>1年に5日以上のリフレッシュ休暇(有給)を取得する為に、年間の予定表を年度初めに作成 している。毎月の休日予定表を作成する時にリフレッシュ休暇の予定も記入することで、所内 全体に周知し、個人ではなく所内全体で業務の調整を行うことで休暇の取得ができている。</p>
<p>■施策(三)</p> <p>現場の作業状況により、夜間作業や早朝作業が出る場合には「翌日は休暇にする。」や「午 後を休みにする。」などのルール決めている。週間予定の確認時に担当者を決めて業務調整 を行い、休暇の取得を実践している。</p>

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

- ・新規入場者に対してヘルバンドの着用をルール化している。現場にいる作業員が新規入場者を認識する事により、現場のルール等を気軽に声掛け出来る環境になっている。
- ・新規入場時に朝礼にて経験年数を発表し、現場経験が1年未満の作業員に対しては常に職長の目の届く範囲で作業を行えるような配置にする様に指導を行っている。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



職長会を組織し、毎月2回、場内の安全パトロールを実施している。指摘内容については毎日行っている工程打合せ(職員・前職長が参加)にて発表を行い、是正を行う担当会社を決めるとに、翌日には是正完了報告を同打ち合わせ時に行っている。



■施策(二)



定期的に行っている安全大会で“安全”、“品質”、“環境”に特に貢献した作業員を職長会幹部と職員にて決定し、全作業員の前で表彰を行っている。

■施策(三)



AED 設置に伴い、職員と作業員が全員参加できる形で使用講習会を実施した。



【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



仮囲いの一部に光触媒を施したパネルを使用し、環境保全の一環としている。

■施策(二)



現場内に蓄電システムを導入し、突然の停電に備えている。有事の際は近隣の方々に電力を提供できるように備えると共に仮囲いに表示を行っている。



■施策(三)



クリスマス時期には仮囲いをイルミネーションで装飾し、近隣住民の方に対してのイメージアップを図った。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	0
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 24

総合計: 38

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・⑫(三):「健康・衛生保持のための施設、設備」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

・⑲: 施策の内容がわかる写真の添付がなかったため、加点不可としました。